
「支えあい いのちをつなぐ」

～誰も自殺に追い込まれることのない下関の実現を目指して～

下関市自殺対策計画



令和2年(2020年)3月

下関市

はじめに

わが国の自殺者数は減少傾向にありますが、依然として全国で毎年2万人を超え、本市においても年間50人前後で推移しており、引き続き深刻な状況にあると認識しているところです。

このような中、本市においては、市民の自殺を予防する抑止力となって欲しいという願いを込めた、「いのちのワクチン事業」をはじめとした自殺対策に取り組んでまいりましたが、国において、平成28年（2016年）に自殺対策基本法が改正され、平成29年（2017年）には自殺総合対策大綱の抜本的な見直しが行われたことなどを踏まえ、このたび、自殺対策の実効性を一層高めていくため、地域の実情に即した「下関市自殺対策計画」を策定いたしました。

誰も自殺に追い込まれることのない下関の実現を目指し、市民の皆様とともに保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の各機関が連携・協働し、この計画に掲げる取り組みを推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました下関市自殺対策連絡会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月



下関市長 前田 晋太郎

目次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨1
- 2 計画の位置づけ2
- 3 計画の目標3

第2章 下関市の自殺の現状分析

- 1 自殺の現状4
- 2 下関市の現状から見える課題 10

第3章 下関市における自殺対策の基本的な考え方

- 1 施策体系 11
- 2 基本理念 12

第4章 下関市における自殺対策の取り組み

- 1 基本施策 13
 - (1) 地域におけるネットワークの強化 14
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成 15
 - (3) 住民への啓発と周知 16
 - (4) 生きることの促進要因への支援 18
 - (5) 児童生徒への支援（児童生徒の SOS の出し方に関する教育） 20
- 2 重点施策 22
 - (1) 高齢者への支援 22
 - (2) 健康問題を抱える人への支援 24
 - (3) 経済・生活問題を抱える人への支援 26

第5章 自殺対策の推進体制等

- 1 計画の周知・啓発 28
- 2 市民、各分野の役割 28
- 3 計画の推進体制 30

資料編

- ・ 下関市自殺対策連絡会議設置要綱 31
- ・ 下関市自殺対策連絡会議委員名簿 33
- ・ 自殺対策基本法 34
- ・ 自殺総合対策大綱（概要） 40

第1章

計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」が施行され、「個人の問題」として認知されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、自殺者数は全国で毎年2万人を超え、本市においても年間50人前後で推移しており、依然として多くの人が自殺に追い込まれています。

そうした中、国においては自殺対策をより効果的に推進するため、平成28年（2016年）に自殺対策基本法を改正し、平成29年（2017年）には、わが国の自殺の実態を踏まえ「自殺総合対策大綱」の抜本的な見直しが行われました。また、山口県においては、平成30年（2018年）に「山口県自殺総合対策計画（第3次）」が策定されました。

これらを受け、本市においても、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進することとし、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「下関市自殺対策計画」を策定します。

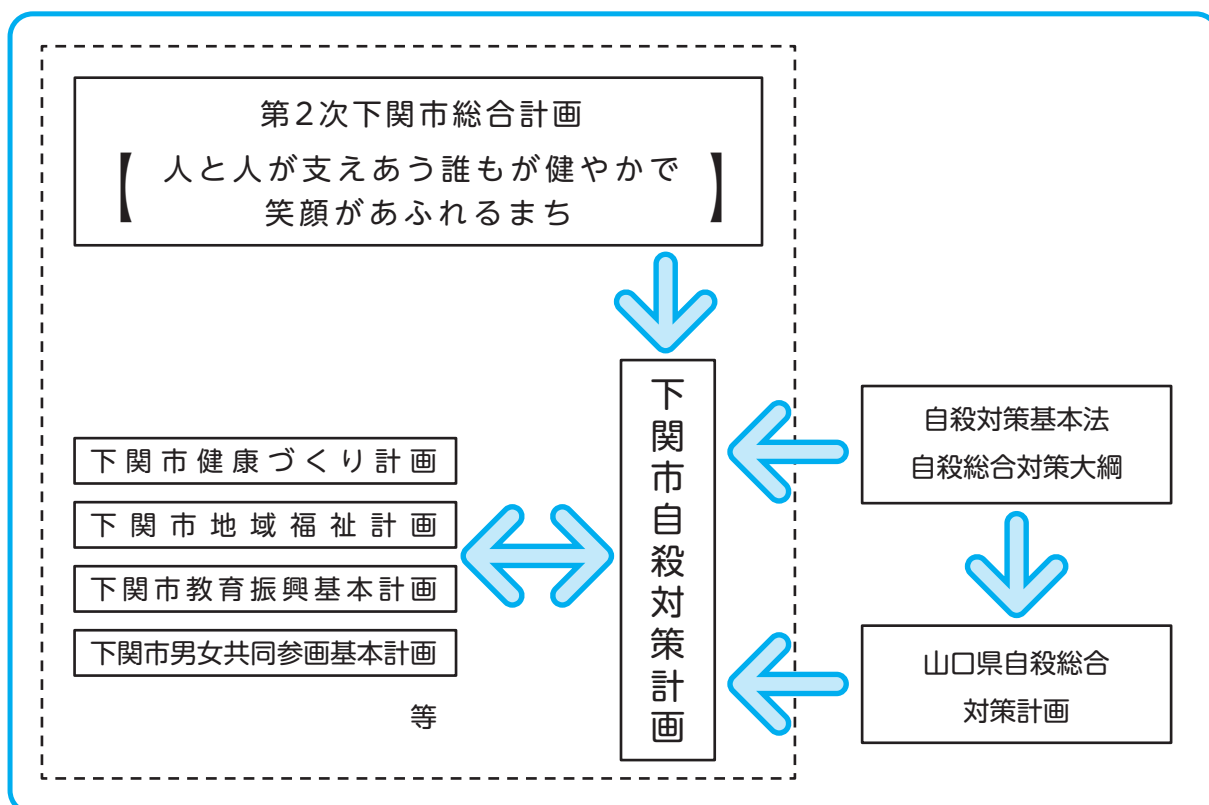
2 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項、併せて自殺総合対策大綱及び山口県自殺総合対策計画に基づくとともに、地域の実情を勘案した上で、本市の自殺対策を進めていくために策定するものです。

なお、本計画は「下関市総合計画」を上位計画として、「下関市健康づくり計画」等、関連する他の計画との整合性を図ります。

【参考】自殺対策基本法第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。



3 計画の目標

国及び県の数値目標及び目標達成年を勘案し、本市では令和8年（2026年）までに、平成27年（2015年）と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることを目指します。

	平成27年 (2015年)		令和8年 (2026年)
自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	18.5	➔	12.9以下

国

自殺総合対策大綱において先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年（2026年）までに、平成27年（2015年）と比べて、自殺死亡率を30%以上減少させることを数値目標として掲げています。

県

山口県自殺総合対策計画において、令和8年（2026年）までに、平成27年（2015年）の自殺死亡率を30%以上減少させることを数値目標として掲げています。

第2章

下関市の自殺の現状分析

1 自殺の現状

統計データについて

自殺統計：警察庁自殺統計原票データに基づき、厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）

(1) 自殺者数、自殺死亡率※の推移

※人口10万人あたりの自殺者数

① 自殺者数の年次推移

全国における自殺者数は平成22年以降連続して減少し、平成29年には21,127人となっています。本市においては、毎年70人前後で推移していましたが、平成25年に40人に減少してからは、増減はありますが50人前後で推移しています。

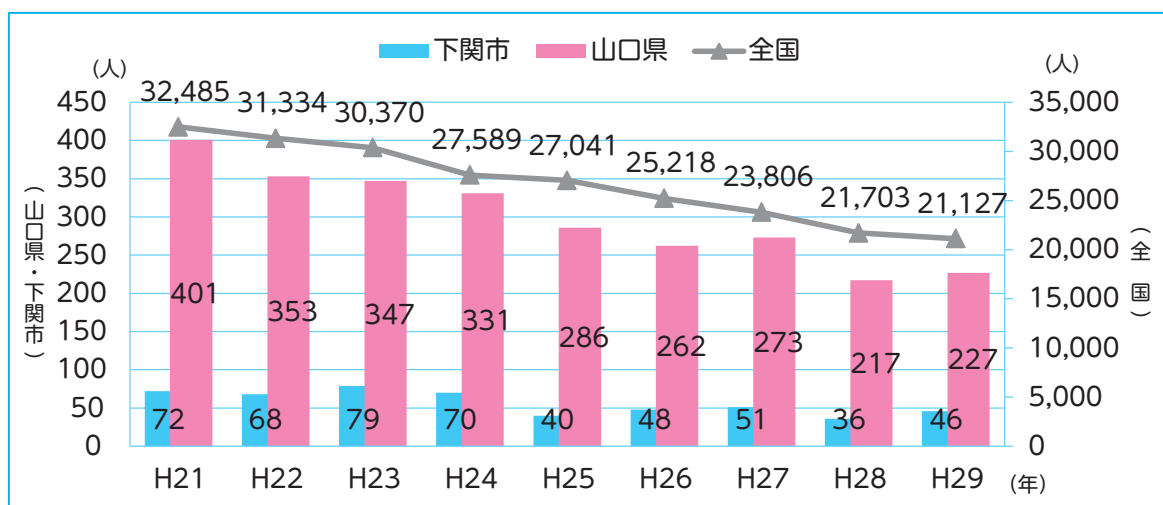


図1 自殺者数の年次推移(自殺統計)

② 自殺死亡率の年次推移

平成23年及び平成24年は全国平均を超えていましたが、平成25年以降は全国平均を下回って推移し、平成29年には全国平均を再び上回りました。

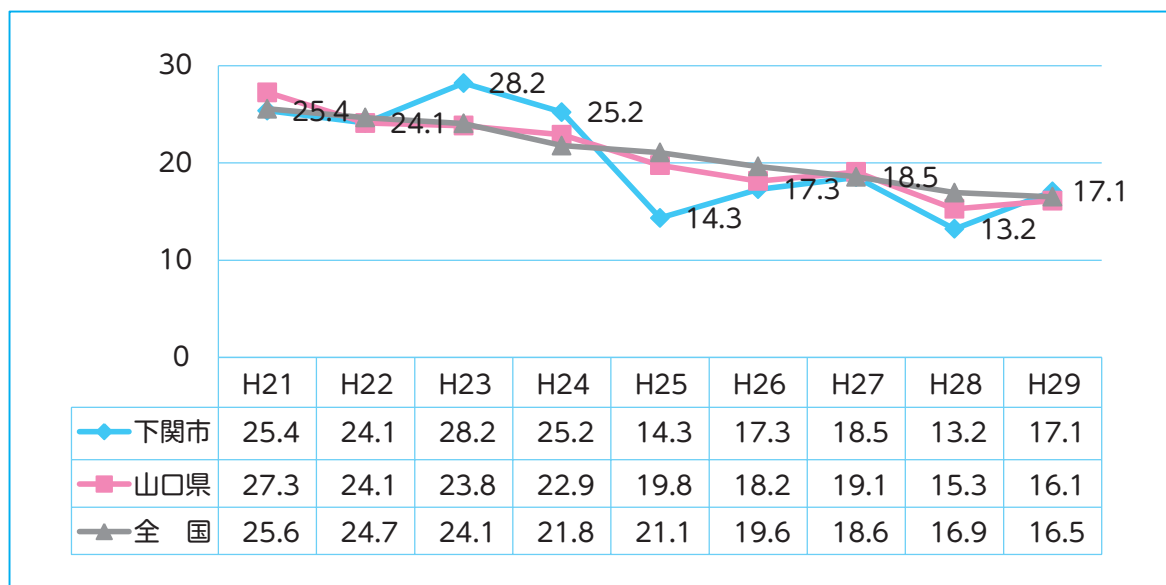


図2 自殺死亡率の年次推移(自殺統計)

③ 自殺者の男女別年次推移

自殺者に占める男性の割合が高くなっており、平成21年から平成29年までの平均で71.6%を占めています。

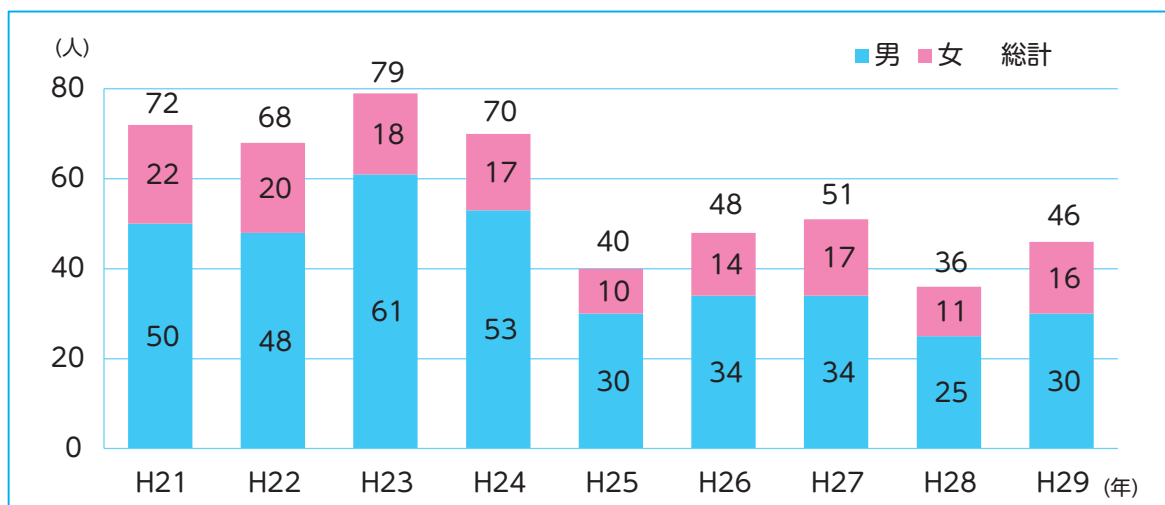


図3 自殺者の男女別年次推移(自殺統計)

(2) 年代別の自殺の状況

① 性別年代別の自殺者数

年代別の自殺者数は、男性では60歳代が一番多く、次いで30歳代。女性では、60歳代及び70歳代が一番多く、80歳以上が続きます。60歳代以上が全体の約48%を占めます。

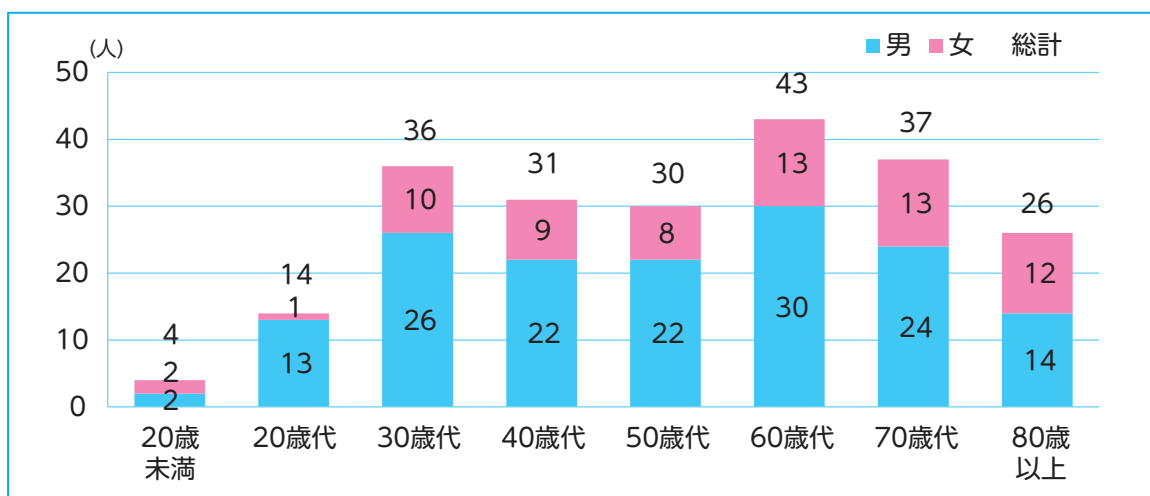


図4 性別年代別の自殺者数(自殺統計 平成25年～29年合計)

② 性別年代別の自殺死亡率

男女ともに30歳代が1番高い数字で、全国平均と比べて高くなっています。

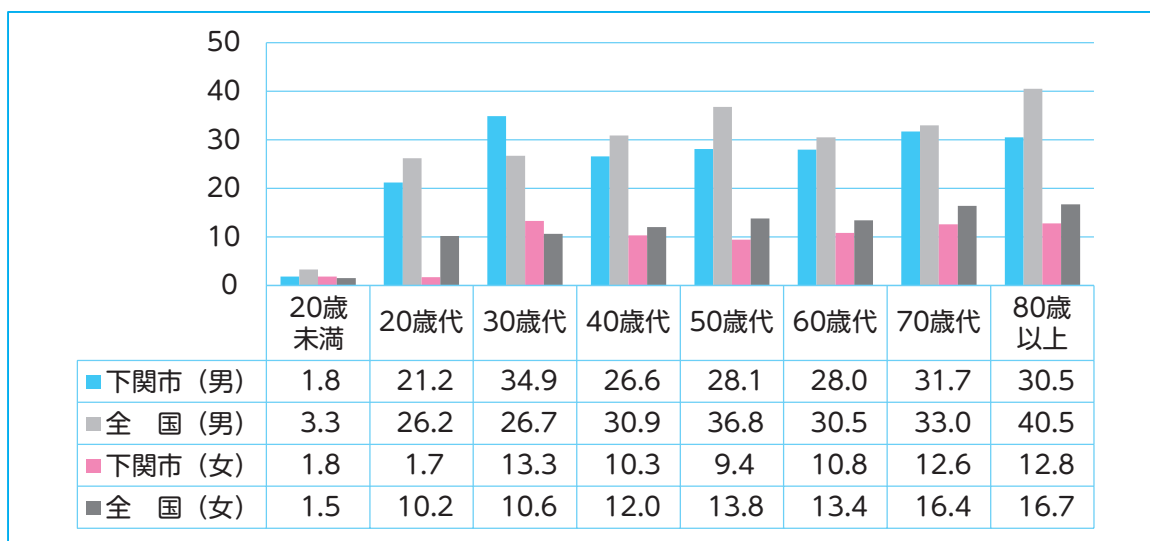


図5 性別年代別の自殺死亡率(自殺統計 平成25年～29年合計)

(3) 職業別の自殺の状況

① 性別職業別の自殺者数

「被雇用者・勤め人」が一番多く、次いで、「その他の無職者」「年金・雇用保険等生活者」の順になっています。

※その他の無職者は、「利子・配当・家賃等生活者」「浮浪者」「その他の無職者」を合計したものの。

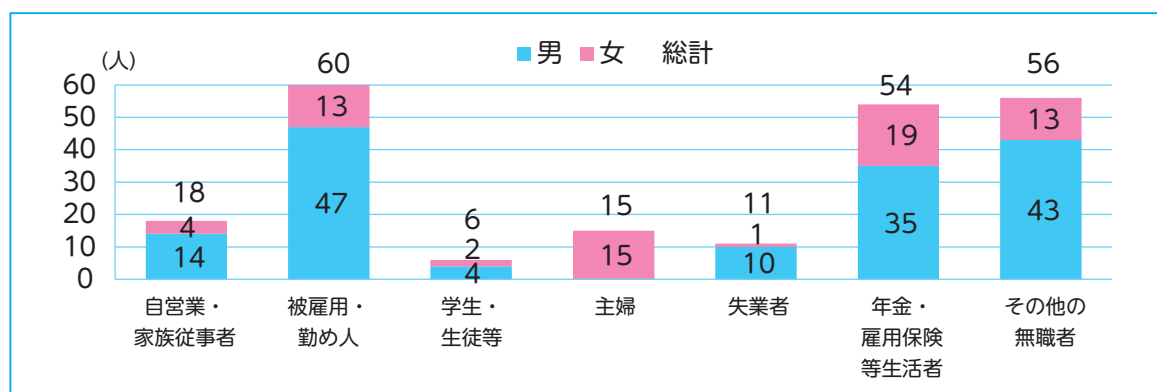


図6 性別職業別の自殺者数(自殺統計 平成25年～29年合計)

② 自殺者の性別職業別構成比

全国平均と比べると、男性では「失業者」「その他の無職者」に占める割合が全国平均よりも高くなっています。女性では、「自営業・家族従業者」「被雇用・勤め人」「主婦」「失業者」で全国平均より高くなっています。

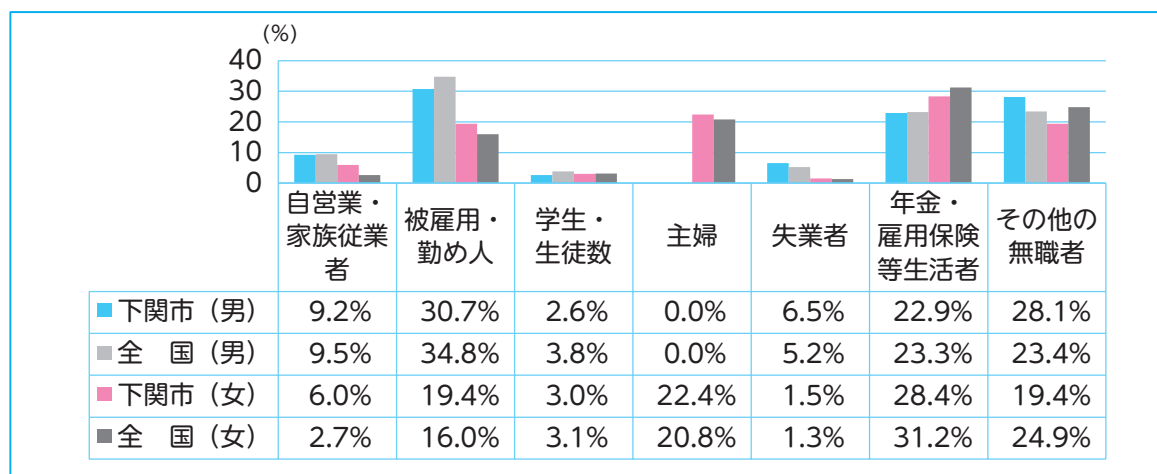


図7 自殺者の性別職業別構成比(自殺統計 平成25年～29年合計)

(4) 自殺の原因・動機別の状況

遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としています。

① 性別、自殺の原因・動機別の自殺者数

自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。その要因の中で、「健康問題」が男女ともに最も多く、次いで「経済・生活問題」となっています。健康問題の内訳としてはうつ病が最も多く、次いで身体の病気となっています。

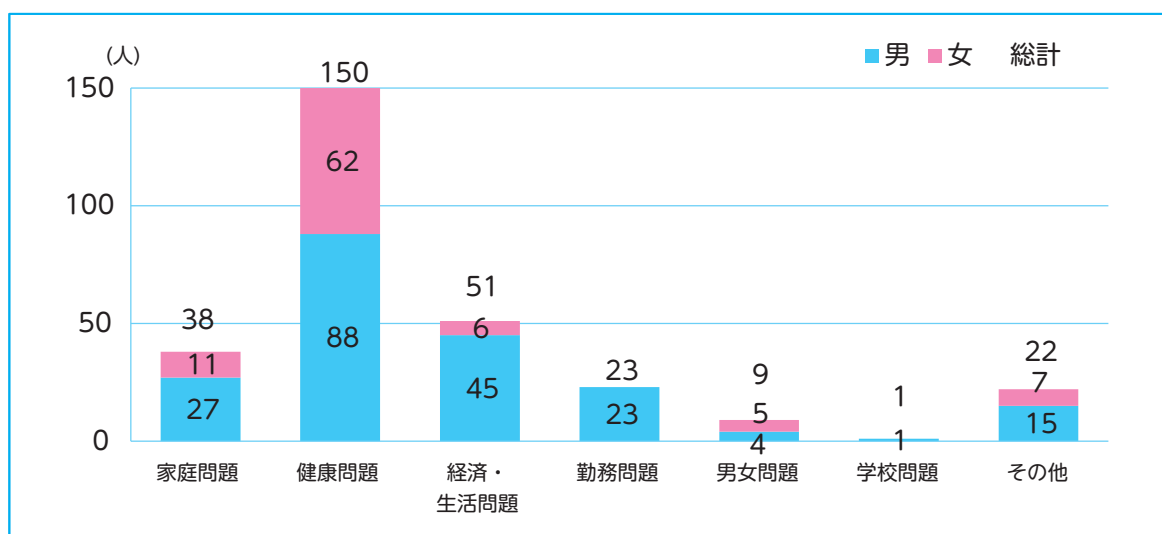


図8 性別、自殺の原因・動機別の自殺者数(自殺統計 平成25年～29年合計)

(5) 自殺者における未遂歴の有無

自殺者における自殺未遂歴がある人は全体の22%となっています。

女性は自殺未遂歴がある人が32%と男性に比べ高くなっています。

全国と同様の傾向となっています。

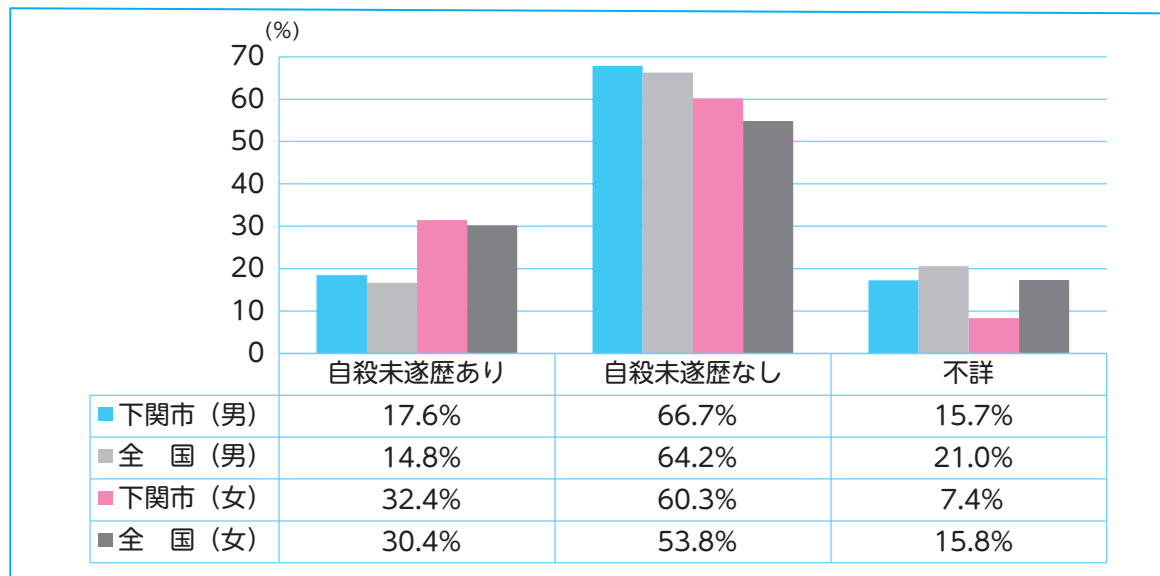


図9 自殺者における未遂歴の有無(自殺統計 平成25年～29年合計)

(6) 【地域自殺実態プロファイル】における下関市の自殺の特徴

【地域自殺実態プロファイル】

国の自殺総合対策推進センターが、地域自殺対策計画の策定を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析し作成したもの

性別、年代別の職業及び同独居の有無を区分した上位区分

上位5区分	自殺者数5年計(人)	割合(%)	自殺死亡率
1位： 男性60歳以上無職同居	40	18.1	35.6
2位： 女性60歳以上無職同居	25	11.3	13.9
3位： 男性40～59歳無職同居	15	6.8	134.3
4位： 男性60歳以上無職独居	13	5.9	62.8
5位： 男性20～39歳有職独居	12	5.4	55.7

2 下関市の現状から見える課題

(1) 高齢者への支援

年代別の自殺者数(P 6. 図4)では、60歳代以上が全体の約48%を占めています。地域との関わりが希薄となる中で、閉じこもりや在宅での生活が困難なケース等、日常生活への不安や問題を抱える高齢者が増加しており、利用しやすい相談体制の整備や孤立を防ぐための居場所づくり等の取り組みが必要です。

(2) 健康問題を抱える人への支援

性別職業別の自殺者数(P 7. 図6)では、「被雇用者・勤め人」が一番多いことから、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、職場でのメンタルヘルス対策への取り組みを促進する必要があります。

また、心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階で対応を行うことが必要です。

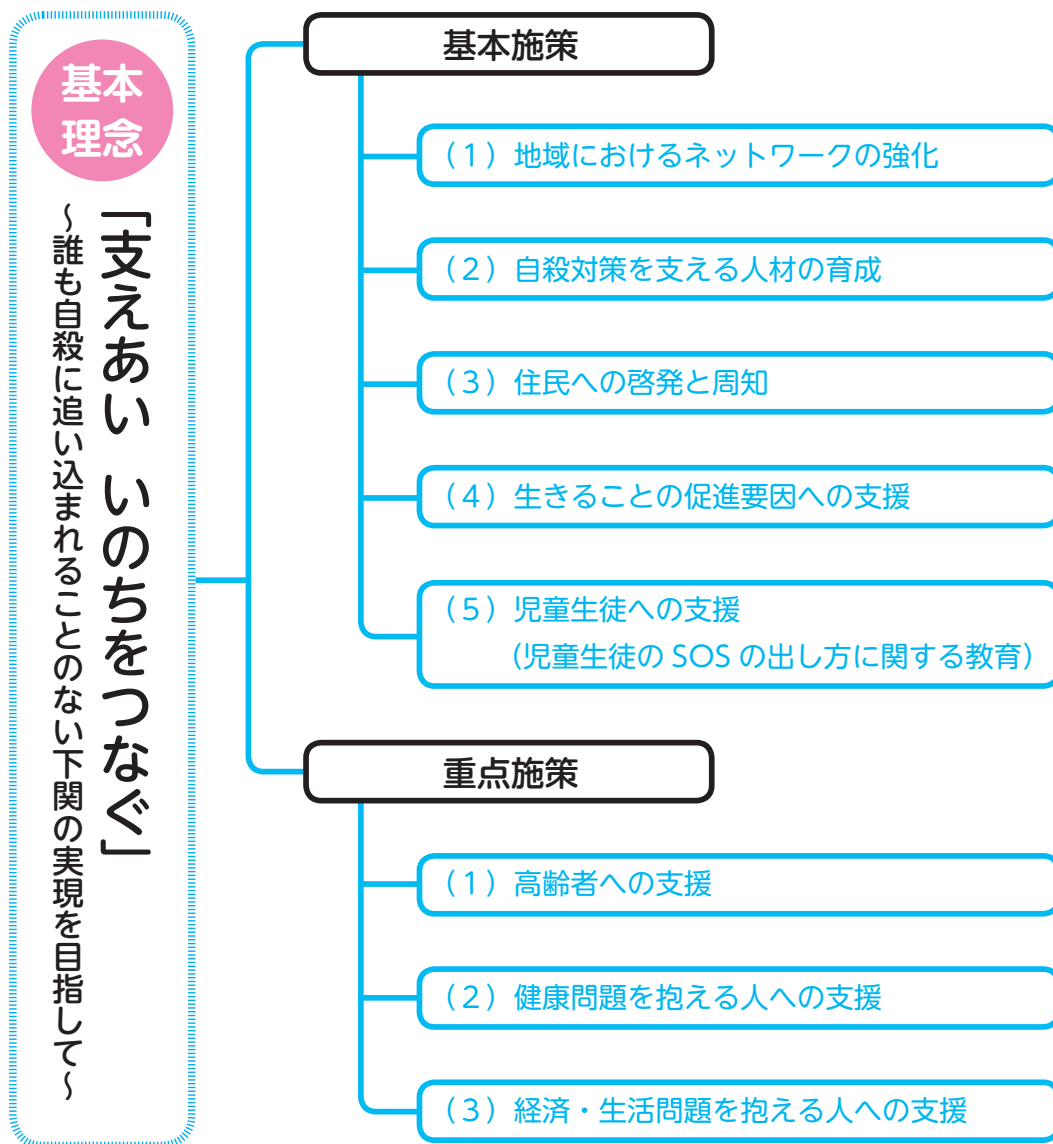
(3) 経済・生活問題を抱える人への支援

性別、自殺の原因・動機別の自殺者数(P 8. 図8)で見ると、「経済・生活問題」に占める割合は健康問題に次いで多く、内訳としては、生活苦、失業、多重債務等の負債が主な理由となっています。複合的な課題を抱える「生活困窮者」の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、自殺対策と生活困窮者自立支援制度に対応する各機関が、問題を抱える本人の状態や意向と各々の専門性に応じて連携していくことが必要です。

第3章

下関市における自殺対策の基本的な考え方

1 施策体系



2 基本理念

【基本理念】

「支えあい いのちをつなぐ」

～誰も自殺に追い込まれることのない下関の実現を目指して～

自殺に至る心理としては、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられず、正常な判断を行うことができない状態となっていることが知られています。自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが地域における相談先や抱えた問題の解決策を知らず、支援を得ることができずに追い込まれていった末の死です。

そのため、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関が相互に有機的な連携を図り、包括的な支援を行うことで、全ての人がかげがえのない存在として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができる社会の実現に取り組みます。そのような社会の実現のため、「支えあい いのちをつなぐ」～誰も自殺に追い込まれることのない下関の実現を目指して～を本計画の基本理念とします。

第4章

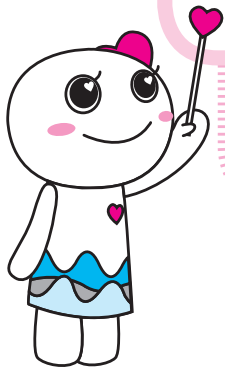
下関市における自殺対策の取り組み

いのちのワクチン事業

本市では、平成18年(2006年)度に人材養成研修としてゲートキーパー養成研修を開始。平成22年(2010年)度からは、自殺対策に係る補助金を活用し、自殺を予防する取り組みを行っています。平成24年(2012年)度からは、保健所が行う事業が「ワクチン」となり、それが市民の方々のこころの中に抗体を作り、自殺を予防する免疫となって欲しいという願いを込め、「いのちのワクチン事業」と題して自殺対策に取り組んでいます。

【ゲートキーパー】

心身の不調に気づき、必要な支援につなぎ、見守るという役割を担う人のことで、いのちの門番とも言います。



1 基本施策

国の自殺総合対策推進センターが示した地域自殺対策政策において、全国的に実施することが望ましいとされている以下の5つの取り組みを、本市では自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本施策として定め、自殺対策に取り組みます。

1 地域におけるネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する機関が相互に連携・協働し、自殺対策を総合的に推進するため、ネットワークの強化に取り組みます。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
健康づくり推進協議会	健康づくりを推進するにあたり、関係機関等と情報を共有し市民へ本計画の周知啓発を図ります。	健康推進課
地域保健・職域保健連携推進協議会	地域保健と職域保健の情報共有を行い、連動性を高めることにより、働き世代の健康問題に対する支援の拡充を図ります。	健康推進課
救急病院、精神科病院、消防及び行政の連携強化	救急医療の現場と精神科病院、消防及び行政が円滑な連携をし、自殺未遂者が再企図へつながることを防ぐための取り組み強化を行います。	健康推進課

2 自殺対策を支える人材の育成

自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等を担うゲートキーパーを養成するなど、自殺対策を支える人材の育成に努めます。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
ゲートキーパー養成	悩んでいる人が孤立せず必要な支援につながるができるように、年間100人を目標として養成に引き続き取り組み、地域での見守り体制の充実を図ります。	健康推進課
認知症サポーター・オレンジボランティア養成	認知症の人や家族の応援者である、認知症サポーターやオレンジボランティアの養成を行い、本人及び家族が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域全体で認知症の理解を深めるとともに、適切な対応を行なうことで、精神的にも安心できる環境づくりに取り組みます。	健康推進課
救急救命士養成研修	救急救命士の養成研修において、自殺企図者への対応方法等について学び、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ります。	警防課

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民への啓発を図ります。

また、自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等を作成・配布し、問題に対応した相談窓口を紹介できるよう周知を図ります。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
こころの健康に関する 出前講座・講演会	こころの健康に対する正しい知識やストレスへの適切な対応方法について学んでもらう出前講座やいのちの大切さを考える講演会を、年間700人の受講者を目標に開催し、市民のこころの健康の保持増進を図ります。	健康推進課
自殺予防啓発 キャンペーン	9月10日から9月16日の「自殺予防週間」及び3月の「自殺対策強化月間」において、パネル展示、リーフレット等の配布を行い、広く市民に対して自殺予防の普及啓発に取り組みます。	健康推進課
精神保健医療への 理解促進	大学生に、精神医療の現状や精神疾患について学んでもらうことで、精神保健医療についての理解促進を図ります。また、併せて自殺の現状を知ってもらうことで、若年層の自殺予防の促進を図ります。	健康推進課

事業・取組	内 容	所管・関係機関
依存症対策	<p>自殺の危険因子であるアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する講演会を開催し、正しい知識の普及啓発に努めます。</p> <p>薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業として、薬の安全使用や薬物乱用防止に関する出前講座や街頭キャンペーンを行い、広く市民への啓発活動に取り組みます。</p>	<p>健康推進課</p> <p>保健医療政策課</p>
人権講座・研修会 人権フェスティバル 開催	<p>自殺の原因となりうるいじめ、パワハラ等の問題を人権問題として捉え、いのちに係わる深刻な問題として市民に理解と認識を促す機会として、人権講座・研修会や人権フェスティバル等を開催し、人権教育・人権啓発の推進を図ります。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>
DV 防止に向けた 啓発活動	<p>全ての市民が DV について理解し、その行為がいかなる場合でも許されないことを認識できるよう、人権尊重の意識を育むために効果的な啓発活動を推進します。</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援を推進する必要があります。

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に地域とつながりを持ち、支援につなぐことができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進し、生きることの促進要因への支援に取り組みます。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
認知症カフェの設置	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場所として、認知症カフェの充実を図ります。	長寿支援課
老人クラブ活動助成	高齢者の自主的な組織である老人クラブが、健康づくりを進める活動やボランティア活動等を行う場合に活動助成事業を行い、高齢者がいきいきと明るく安心できる生活を推進します。	長寿支援課

事業・取組	内 容	所管・関係機関
育児相談・乳児サロン	乳幼児をもつ保護者同士の仲間づくりを促進し、保護者が親子の関わりを知り安心して子育てできるよう、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
ふれあい Day キャンプ	不登校やその傾向のある児童生徒が、自主性や社会性を育み、集団や社会に適応する力を養うことを目的として行う自然教室を実施し、不登校やその傾向のある児童生徒やその保護者・教員と一緒に活動する中で、不登校問題の解決の方途を探ります。	学校教育課

5 児童生徒への支援（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）

児童生徒が不安や悩みを打ち明けられるような相談窓口の充実を図り、相談する窓口があることの周知に努めます。また、学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法や、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
GHP（思春期グロウイング ハートプロジェクト事業） 対象者：小学4年生～ 中学3年生	全小中学校において、こころの専門家であるスクールカウンセラーによる「SOSの出し方に関する教育」等の「心理教育プログラム」の実施により、学校におけるこころの教育を一層充実させるよう取り組みます。	小中学校
スクールソーシャル ワーカー活用事業	様々な課題を抱えた児童生徒に対して、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、それらの児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークなど多様な支援方法により、課題解決への対応を図ります。	学校教育課

事業・取組	内 容	所管・関係機関
不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒を対象にした教育支援教室を設置し、集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施します。	学校教育課
中学生を対象とした自殺対策普及啓発事業	こころの健康やいじめ等に関する相談窓口を掲載したグッズを作成し、中学生に配布することにより、相談する窓口の周知を図ります。	健康推進課 学校教育課
小学生を対象とした健康教育（笑いでこどもの生きる力を育む教育）	ふくふく健康大使の芸人と専門職の職員が年間10校を目標に小学校に出向き、「いのち」や「健康」の大切さについて「笑い」を取り入れた内容の講話を行い、児童が楽しく積極的に取り組めるよう健康教育に取り組みます。	健康推進課
児童相談	こどもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的として、こどもに関するこころの悩みを含むあらゆる相談に応じます。	山口県下関児童相談所
「下関市いのちの日」の取り組み (市立認定こども園・幼稚園・小中学校・下関商業高等学校)	下関市教育に携わる全教職員が、二度と悲しい出来事を起こさぬよう誓いを新たにするとともに、「いのちの尊厳」について、こどもたちとともに考える取り組みを毎年4月13日に各学校・園ごとに行います。	学校教育課 幼児保育課

2 重点施策

11ページの下関市の現状から見える課題を踏まえ、基本施策のほか、本市独自に以下3点の重点施策を定め、地域に根ざしたきめ細かい取り組みを行います。

自殺行動に至るまでに追い詰められた人が抱える様々な悩みは、ライフステージや抱えている問題により違いや特徴があることから、状況や背景に応じた対応ができるよう、相談機能の充実・強化を重点的に進めます。それにより、関係機関が連携し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

1 高齢者への支援

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って安心して暮らし続けられるよう、日常生活への不安や問題を抱える高齢者の孤立を防ぐための支援や、高齢者を介護する方の負担を軽減するための相談等が円滑に行われるよう、必要な支援の実施に取り組めます。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
高齢者総合相談	高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるよう、地域の高齢者が抱える問題や介護にまつわる様々な相談を受けます。	長寿支援課

事業・取組	内 容	所管・関係機関
認知症総合支援事業	<p>高齢者が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります。</p>	長寿支援課
認知症カフェの設置（再掲）	<p>認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場所として、認知症カフェの充実を図ります。</p>	長寿支援課
シニア求職者に対する就業支援	<p>人生100年時代を見据え、高齢者の生きがいつくりや労働力の確保の観点からも、働く意欲のある高齢者がこれまでに培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる環境を整えることが必要です。具体的には、セミナー及び面接会を開催するとともに、高齢者が活躍できる新しい働き方を提案し、高齢者雇用を促進します。</p>	産業立地・就業支援課

2 健康問題を抱える人への支援

自殺の原因となり得るストレス要因を軽減し、ストレスへの適切な対応により、こころの健康の保持・増進を図ります。それにより、市民一人ひとりが自然に健康に向かい生きる力を育み、本市の地域力を高めていけるように、いのちを考え、生きる力を育む環境整備を進めます。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
こころの健康相談	市民のこころの健康づくりやメンタルヘルスの不調等に対応するために、精神科医師による相談会を年18回実施します。また、随時精神保健福祉相談員や保健師が、こころの健康についての相談に応じます。	健康推進課
こどもの発達に関する相談	小児科医、臨床心理士、保健師等の専門職による相談を受けやすい体制を整備することで、子育て中の親等の心身の状態を把握することにより、不安や悩みの解消を行います。また、必要に応じ関係機関へつなげるなど、安心して子育てができる環境づくりの強化を図ります。	健康推進課

事業・取組	内 容	所管・関係機関
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、心身の状態等を把握する健康診査を行い、必要に応じて支援を行います。	健康推進課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師等が訪問し、育児の相談等に応じ、産婦の心身のケアにあたり、必要に応じて適切なサービス提供につなげます。	健康推進課
労働者に対する健康相談	下関地域産業保健センターにおいて健康相談等に応じ、働く労働者に対する産業保健サービスの充実を図ります。	下関労働基準監督署

3 経済・生活問題を抱える人への支援

生活苦、失業、多重債務の負債等の悩みを抱える人が、悩みに応じた適切な支援を受けられる相談窓口の充実・強化を図ります。また、一つの要因だけではなく多様かつ複合的な要因が連鎖していることが多いことから、生活困窮者の支援に係る関係機関等が連携して支援に取り組みます。

主な具体的事業・取組

事業・取組	内 容	所管・関係機関
生活困窮者自立 相談支援事業	生活困窮者の立場に立った包括的かつ継続的な相談支援、支援プログラムに基づき、日常生活の自立に関する支援、社会的自立に関する支援、就労面の自立に関する支援を利用者の状況に応じて行います。	福祉政策課 生活サポートセンター下関 (下関市社会福祉協議会)
法律相談	生活に困窮し、弁護士による法的な助力を必要とする方のために相談窓口「ヘルプ」を設置し、生活保護、年金、労働問題等についての相談に応じます。その他にも、下関法律相談センターでの相談や、下関市役所での無料法律相談等を実施しています。	山口県 弁護士会下関地区 市民相談所 (生活安全課)
市民相談	金銭貸借相談など日常生活に関する諸問題の解決のための相談に応じます。	市民相談所 (生活安全課)

事業・取組	内 容	所管・関係機関
消費生活相談	消費生活相談員が、消費生活に関する苦情・相談に応じ、トラブルの解決に向けた支援を行います。	消費生活センター (生活安全課)
婦人相談	婦人相談員が、面接、相談専用電話等により、DVを含む女性からの相談に応じます。	福祉政策課
ひとり親家庭の総合相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭支援課
ひきこもり相談	ひきこもりの問題で悩む本人や家族に対する相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進します。	健康推進課
中小企業の経営に関する相談	売上げが減少し経営に支障が生じている中小企業者に対して、経営を安定させるために必要な資金に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなげていきます。	産業振興課
労働者、離職者に対する貸付相談	中小企業勤労者や離職者の生活の安定を図り、福祉を増進するため、生活資金等の貸し付けに関する相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなげていきます。	産業立地・ 就業支援課

第5章

自殺対策の推進体制等

1 計画の周知・啓発

本計画は、市ホームページや広報誌等で公表するほか、関係機関等への配布を行い、広く市民に対し本計画の周知を図ります。

2 市民、各分野の役割

自殺対策は、市民の生活全般に深く関係しており、市民及び保健、医療、福祉、教育、労働、法律、行政等の各分野の関係機関が自殺対策を推進していく当事者であるという意識を持つことが必要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない下関」の実現を目指し、各分野の関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら自殺対策を推進します。

〈市民の役割〉

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰もが当事者となり得る重大な問題であることを市民が理解し、こころの健康に関する正しい知識を持つことが大切です。

自分自身はもちろん、周りの人の心身の状態に気をつけ、心身の不調に気づいた時には専門機関に相談するなど、適切に対処することができるように努めます。

〈保健医療分野の役割〉

自殺のリスクの高い人の早期発見に努めるため、こどもから高齢者まであらゆる年齢層に関わる保健医療に携わる支援者が、こころの病を正しく理解し、適切な対応方法を身につけていくことが大切です。

必要に応じて確実に精神科医療につないでいくため、相談体制の充実や精神科医療と一般医療の連携に努めます。

〈福祉分野の役割〉

日常生活の不安や問題を抱える高齢者や、生活苦、多重債務等の経済・生活問題を抱える生活困窮者は、複合的な課題を抱えていることが多いことから、相談窓口では切れ目なく相談者のいのちをつないでいくことが大切です。

生活困窮者等の自立促進を図るとともに、相談機関が連携して複合的な問題の解決につなげていきます。

〈教育分野の役割〉

児童生徒が自身のこころの健康を保つ方法を身につけ、周りの人に助けを求める力を養う「SOSの出し方に関する教育」を各学校で積極的に取り組み、いじめの未然防止やこころの悩みに関する相談体制の充実を図ります。また、学校とPTA等が連携して、児童生徒がSOSを出したときにそれに気づくことのできる身近な大人を地域に増やすための取り組みを推進します。

いじめの防止等に関する教職員研修の実施やこころの健康教育を担える教職員の人材養成に努めます。

〈労働分野の役割〉

企業が、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、労働者のこころの健康の保持増進を図ることが自殺対策において重要な役割を果たします。

労働環境の改善や職場のメンタルヘルス対策を推進します。

〈法律分野の役割〉

法律問題の専門家は一定期間継続的に相談者に接することも多いことから、相談者の心身の健康状態の不調に気づいた時には早期に適切な相談機関につなぐことが大切です。

法律関係の専門家が他の分野の関係機関と連携して問題の解決につなげていきます。

〈市の役割〉

市民一人ひとりの身近な行政機関として、国、県の動向、本市の自殺の現状を分析し、「生きることの包括的な支援」につながる施策に取り組み、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の各機関と連携・協働し、自殺対策を推進していきます。

3 計画の推進体制

第4章の基本施策及び重点施策の主な「具体的事業・取組」の進捗管理を、関係各課及び関係機関において行うとともに、定期的に各関係機関の実務担当者を中心とした、自殺対策に関する情報や課題の共有、事例検討の場を設け、連携体制の強化を図ります。

また、社会情勢の変化や国及び県の施策の変更、更には本計画の進捗状況等を鑑み、適宜「下関市自殺対策連絡会議」を開催し、施策の評価や計画の見直しを行います。

資料編

下関市自殺対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、下関市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議委員は、次に掲げる事項について、市に対して意見を述べ提言することができる。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る計画の策定に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から市長が指名する。

4 委員は、次に掲げる機関及び団体（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者の中から市長が選任する。

- (1) 医療・精神保健
- (2) 職域
- (3) 法律
- (4) 警察・消防
- (5) 教育機関
- (6) 学識経験者
- (7) その他の団体

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、やむを得ず任期途中で委員を退任する場合、補欠の委員を選任することができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 連絡会議は、必要に応じて市長が招集し、会長がその議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 市長は、必要があるときは、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

下関市自殺対策連絡会議委員名簿

(令和 2 年 3 月現在)

分 野	団 体 等	役 職 名	氏 名
医療・精神保健	下関市医師会	会長	木 下 毅
	山口県精神科病院協会	副会長	稲 野 秀
	山口県公認心理師協会	臨床心理士	赤 間 陽 子
	山口県精神保健福祉士協会	理事	永 島 美 幸
職 域	下関労働基準監督署	署長	藤 村 祐 彦
法 律	山口県弁護士会下関地区	地区会長	前 田 将 志
警 察・消 防	下関警察署	署長	濱 地 計 典
	下関市消防局	局長	北 村 満 男
教 育	下関市教育委員会	教育長	児 玉 典 彦
	下関市 PTA 連合会	会長	佐 々 木 猛
学 識 経 験 者	公立大学法人 下関市立大学	教授	谷 口 弘 一
そ の 他 の 団 体	下関市社会福祉協議会	会長	波 佐 間 清
	下関市民生児童委員協議会	会長	木 内 浩 雅
	山口県下関児童相談所	所長	小 野 み さ 江
行 政	下関市	副市長	芳 田 直 樹
	下関市市民部	市民部長	濱 村 勝
	下関市福祉部	福祉部長	安 永 尚 史
	下関市こども未来部	こども未来部長	林 義 之
	下関市産業振興部	産業振興部長	山 本 卓 広
	下関市保健部	保健部長	九 十 九 悠 太

(敬称略：順不同)

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
 - 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
 - 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえた抜本的な見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の現実を目指す

▶自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

▶自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

▶年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

▶地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な組織への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺総合対策の数値目標

▶先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少（平成27年18.5⇒13.0以下）

(WHO：仏15.1 (2013)、米13.4 (2014)、独12.6 (2014)、加11.3 (2012)、英7.5 (2013)、伊7.2 (2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

下関市自殺対策計画

発行

令和2年(2020年)3月

下関市保健部 健康推進課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1419

FAX 083-235-3901

